

(公財) 全国高等学校体育連盟ボクシング専門部ホームページバナー広告掲載要領 (案)

(目的)

第1条 この要領は、(公財) 全国高等学校体育連盟ボクシング専門部ホームページ (以下「全国高体連ボクシング専門部ホームページ」という。) の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 全国高体連ボクシング専門部ホームページ 全国高等学校体育連盟ボクシング専門部が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 全国高体連ボクシング専門部ホームページ内に表示される広告画像をさす。また、広告掲載が決定した広告掲載希望者は (以下「広告主」という。) の指定するホームページにリンクしてもよいものとする。

(広告の種類)

第3条 全国高体連ボクシング専門部ホームページに掲載される広告は、バナー広告 (以下「広告」という。) とする。

(広告の掲載基準)

第4条 掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- ◎ 法令又は条例若しくは規則に違反し、または違反する恐れのあるもの
- ◎ 高等学校教育に不適切な表現、内容があるもの
- ◎ 公の秩序又は、善良の風俗に反し、又は反する恐れのあるもの
- ◎ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) に定める風俗営業に関するもの
- ◎ 政治活動、宗教活動、意見の表明または個人の宣伝に係るもの
- ◎ この他、全国高体連ボクシング専門部ホームページに掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告の規格及び掲載料)

第5条 広告の規格及び掲載料は、下記に定める。

期 間	1 か月	6 か月	12 か月
料 金	5,000 円	20,000 円	35,000 円
大きさ	横 300 ピクセル×縦 250 ピクセル		
形 式	JPG 形式または GIF 形式 (静止画に限る)		

(広告の位置及び件数)

第6条 広告を掲載する位置、及び件数は、原則として次のとおりとする。

広告の位置	全国高体連ボクシング専門部ホームページのトップページ内
枠数	10 枠

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1 か月、6 か月、12 か月とする。ただしその期間が年度をまたがる場合は、年度ごとの申し込みとする。(4 月から翌年 3 月まで)

- 2 広告掲載の開始日は、月の初日とする。
- 3 広告掲載の終了日は、契約期間満了月の末日とする。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、全国高体連ボクシング専門部ホームページから行うものとする。

(広告掲載の申し込み)

第9条 広告掲載希望者は「(公財)全国高等学校体育連盟ボクシング専門部ホームページバナー広告掲載申込書」(第1号様式)に、広告原稿(画像データ)を添えて、掲載を希望する月の前月の10日までに提出しなければならない。

2 広告主は、自己の負担で広告原稿を作成しなければならない。

(広告掲載の決定)

第10条 全国高体連ボクシング専門部部長は、普及委員会において審査された結果に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 全国高体連ボクシング専門部部長は、広告掲載可否の決定後、広告掲載希望者に通知する。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載が決定した広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、(公財)全国高等学校体育連盟ボクシング専門部ホームページバナー広告掲載決定通知書(第2号様式)の受理後、掲載開始日の5日前までに一括納入しなければならない。ただし、全国高体連ボクシング専門部部長が特別な理由があると認めるときはこの限りではない。

(広告等の変更)

第12条 広告主は、月を単位として、広告の内容又は、リンクを変更することが出来る。

2 広告主は、前項の規定により、広告の内容又は、リンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の10日までに、(公財)全国高等学校体育連盟ボクシング専門部ホームページバナー広告掲載変更届(第3号様式)により、全国高体連ボクシング専門部部長に届け出なければならない。

3 リンク先のページアドレスが変更となる場合も同様の手続きを行わなければならない。

(広告掲載の取消)

第13条 全国高体連ボクシング専門部部長は、次の号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) その他全国高体連ボクシング専門部部長が広告掲載に支障があると認めるとき。

2 全国高体連ボクシング専門部部長は広告掲載の取り消し決定後、(公財)全国高等学校体育連盟ボクシング専門部ホームページバナー広告掲載取消通知書(第4号様式)により、広告主に通知する。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載できなかつた時は、納付済みの広告掲載料を広告主に変換する。

2 第13条第1項の規定により、広告掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第16条 前条に定めるもののほか、広告の監視必要な事項は、全国高体連ボクシング専門部部長が別に定める

附則 この要領は令和3年4月1日から施行する。

バナー広告仕様書

■バナー広告種類

期 間	1 か月	6 か月	12 か月
料 金	5,000 円	20,000 円	35,000 円
大きさ	横 300 ピクセル×縦 250 ピクセル		
形 式	JPG 形式または GIF 形式（静止画に限る）		
データ容量	10KB 以内		

■申込み

申し込み方法	申込書を郵送してください。 入稿データはメールもしくは郵送ください。
申込み 問い合わせ先	〒790-0021 愛媛県松山市真砂町1 愛媛県立松山工業高等学校内 (公財) 全国高等学校体育連盟ボクシング専門部 事務局次長 藤崎 昭典 E-mail:koukouboxing47japan@gmail.com

■広告掲載までのスケジュール

掲載月の前月 10 日まで	広告掲載申込 ・全国高体連ボクシング専門部ホームページバナー広告掲載申込書 (第 1 号様式) ・バナー広告原稿 (紙媒体)
掲載月の前月 15 日まで	広告掲載決定通知
掲載月の前月 25 日	広告掲載料の支払い バナー広告原稿 (画像データ) の提出
掲載月の初日	バナー広告掲載開始

注意事項

- ① 申し込み時は掲載する広告原稿 (案) を添付ください。(紙媒体)
- ② 広告掲載料は、掲載決定後に送付される請求書に明記されている期日までに一括前納ください。
- ③ なおご不明な点はメールにてお問い合わせください。